

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 1 本指針の作成の目的（基本的考え方）

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。認定 NPO 法人生き生きネットワークでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援・介護を実践するため本指針を作成する。

### 2 各基準省令に規定する身体拘束禁止規定の遵守

生き生きネットワークは、以下の関係省令に基づき、利用者の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

- 介護保険法に基づく、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）
- 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）

### 3 虐待・拘束防止委員会の開催

- (1) 身体拘束等の適正化に取り組むため、虐待・拘束防止委員会において、身体拘束等適正化対策の検討を行う。
- (2) 委員会の委員長は代表理事が務める。
- (3) 委員会の委員は、管理者、顧問医、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、生活相談員、介護支援専門員、看護師、事務局長、及び各部門担当者等より委員長が選出する。
- (4) 委員会は、年 1 回以上、委員長の招集により開催する。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。
  - ① 身体拘束の適正化のための指針及びチェックリストの整備
  - ② 身体拘束の適正化のための職員研修実施及び研修内容
  - ③ 身体拘束について、職員が相談・報告できる体制整備
  - ④ 不適正な身体拘束が発生した場合、当該事例の適正性、原因究明及び再発防止策の検討及び周知・徹底に関すること
  - ⑤ 再発の防止策を行った結果の検証

### 4 身体拘束等適正化のための研修に関する基本方針

- (1) 身体拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施する。
- (2) 研修は年 1 回以上全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時開催する。

- 5 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（身体拘束ゼロに向けて）  
身体拘束を行なう必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。
- (1) 利用者が主体的に行動し、尊厳のある生活を送れるよう支援する。
  - (2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
  - (3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
  - (4) 利用者の安全の確保を理由として、利用者の身体的・精神的自由を妨げない。
  - (5) 「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか振り返りながら支援・介護を行う。

6 緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応方針

利用者の個々の心身の状況、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行なわない支援・介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行なうことがある。

- (1) 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。
- (3) 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。また、身体拘束を行う場合には、虐待・拘束防止委員会による決定と個別支援計画等への記載及び本人・家族への説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

7 上記6の3要素を満たした身体拘束発生した場合の対応

- (1) 身体拘束等が発生した場合、発生ごとに、発生時の状況、背景等を記録する。
- (2) 速やかに「身体拘束等発生報告書」に記載し、「虐待・拘束防止委員会」に報告する。
- (3) 「虐待・拘束防止委員会」の指示に従い、対象家族に丁寧に説明する。又必要に応じて所管行政に報告する。

8 閲覧に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための指針は、ホームページ等で公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

(附則)

この指針は、2022年4月1日より施行する。